

## 太田市請負優良工事等表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号。以下「規則」という。）に基づき契約する建設工事（土木・建築関係工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定するもの。以下「工事」という。）の契約履行状態及び施工技術の優秀性を審査し、その請負人並びに主任技術者及び監理技術者を表彰し、資質及び技術の向上を図ることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、請負優良工事表彰、優良主任技術者表彰、優良監理技術者表及び特別表彰（以下これらを「請負優良工事表彰等」という。）の4種とする。

### (請負優良工事表彰)

第3条 請負優良工事表彰は、第8条に定める請負優良工事等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査において適当と認められた工事（以下「優良工事」という。）を施工した請負人を表彰するものとする。

### (優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰)

第4条 優良主任技術者表彰は、原則として、優良工事を監督した主任技術者を表彰するものとする。

2 優良技術管理者表彰は、原則として、優良工事を監督した監理技術者を表彰するものとする。

### (特別表彰)

第5条 特別表彰は、過去5年間連続して優良工事として表彰の対象となった工事を施工した請負人を表彰するものとする。

### (優良工事等の対象)

第6条 請負優良工事表彰並びに優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰の対象となる工事は、1件の請負金額が原則として200万円を超えるものとし、工事成績表の評点が80点以上とする。

### (優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰の資格)

第7条 優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰選定の対象となる資格は、規則第41条第2項に規定する主任技術者又は監理技術者のうち同一事業所に3年以上勤務する者又は建設工事の経験が5年以上の者とする。

(請負優良工事等審査委員会)

第8条 表彰に関する事項を審査するため、委員会を設置する。

- 2 委員会は、太田市入札審査委員会に委ねる。
- 3 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、検査結果報告書の資料に基づき客観的に審査しなければならない。
- 8 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、審査は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報告)

第9条 委員会の委員長は、請負優良工事表彰等に係る審査の結果を市長に報告しなければならない。

(審査の時期)

第10条 請負優良工事表彰並びに優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰の審査は、工事が完了した翌年度9月末日までに行うものとする。

(表彰時期)

第11条 請負優良工事表彰等は、毎年10月末日までに行うものとし、請負優良工事表彰等台帳に記録する。

(庶務)

第12条 請負優良工事表彰等に係る事務は、検査担当課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の太田市請負優良工事等表彰要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札又は契約方法が決定された工事について適用し、同日前に入札又は契約方法が決定された工事については、なお従前の例による。